

令和8年度 村山市しごと創生 民間事業計画支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、民間における地域資源を活用した事業構想を募り、その構想をより実行性の高い事業計画にするとともに、構想の早期実現と雇用の創出につなげるため、村山市補助金等交付規則（昭和37年村山市規則第13号）及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付する。

(補助対象経費)

第2条 補助対象経費は、計画づくりに必要な旅費、印刷製本費、消耗品費、委託料のほか、当該計画に基づく事業の初期費用のうち特に必要と認められる経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、50万円を上限とし定額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書に次の関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、その旨を通知するものとする。

(計画変更)

第6条 補助事業の内容を変更するときは、あらかじめ変更承認申請書を市長に提出し承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の増減が2割以内の軽微な変更については、この限りではない。

(遂行状況報告)

第7条 市長は、補助事業の遂行状況を報告させることができるものとする。

(実績報告)

第8条 事業を完了したときは、完了後10日を経過する日または年度末日のいずれか早い日までに、事業報告書に次の関係書類を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第3号）
- (2) 収支精算書（別記様式第4号）
- (3) 事業実施に伴う証拠書類（契約書、帳簿、通帳、領収書等）の写し

附則 この要綱は、令和8年4月15日から施行する。